

相続人の代表者指定届出書の記入方法

1. 【死亡した人の住所、氏名等】

死亡した人の情報を記入してください。

2. 【相続人等の住所、氏名等】

すべての相続人や包括受遺者(相続を放棄した人を除く)について記入してください。

「住所」欄

→相続人や包括受遺者がこの届出書を提出するときの住所地を記入してください。

「氏名」欄

→この届出書で届出する相続人や包括受遺者は、氏名を記入してください。

3. 【相続人等の代表者の指定】

死亡した人の地方税に関する書類を代表して受領する人を指定してください。

相続人や包括受遺者が二人以上いる場合、その中から代表者を決めて氏名を記入してください。

相続人や包括受遺者が一人の場合は、その人の氏名を記入してください。

4. 【相続分】

法定相続分(民法第900条、第901条、注1参照)により財産を取得している人は、「法定」の文字を、遺言による指定相続分(民法第902条、注2参照)により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだうえ、その割合を記入してください。

なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が二人以上いる場合や相続人のほかに包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整したうえ、その調整後の各人の割合を記入してください。

★ 注1)

法定相続分とはそれぞれ次の割合をいいます。

- ① 相続人が子と配偶者の場合……………子は $1/2$ 、配偶者は $1/2$
- ② 相続人が配偶者と直系尊属の場合…………配偶者は $2/3$ 、直系尊属は $1/3$
- ③ 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合…………配偶者は $3/4$ 、兄弟姉妹 $1/4$
- ④ 子や直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ二人以上いる場合…………各人の相続分は均等

なお、①と③の相続人の子や兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合に、これらの人々に子があるときは、その子が代襲して相続しますが、この場合のその子の法定相続分は、相続開始前に死亡したその子の親であるところの子や兄弟姉妹の相続分となります。

★ 注2)

指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。